

議案第174号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
大野城市仲畑二丁目3番44号 株式会社 フェニックスソリューションズ	270,503円

2 事件の概要

令和3年1月27日午後7時50分頃、相手方株式会社フェニックスソリューションズが賃借する普通貨物自動車が、市内南区多賀一丁目18番30号付近の市道を走行中、歩車道の境界に設置されていたガードパイプが破損して車道にはみ出していたため、当該ガードパイプに接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。